

「スマートフォン・クラウドセキュリティ研究会」
の議事の公開及び議事録の取扱いについて（案）

1. 会議について

本研究会の会議は、構成員各社のセキュリティ対策情報等を扱うことから、公開することにより、当事者又は第三者の利益を害するおそれがあるため、原則として非公開とする。

ただし、座長が認める場合については、公開とすることができる。

2. 会議で使用した資料について

本研究会の会議で使用した資料については、原則として総務省のホームページに掲載し、公開する。

ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがあるもの、その他座長が必要と認めるものについては、非公開とする。

3. 議事要旨について

本研究会の会議については、原則として、議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。